

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) 北海道八雲町風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和6年4月18日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 北海道八雲町風力発電事業 環境影響評価方法書について、ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道八雲町及び今金町、長万部町  
原動力の種類：風力（陸上）  
出力：最大64,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 5月 9日
環境大臣意見受理	平成29年 6月30日
経済産業大臣意見発出	平成29年 7月28日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5年10月12日
住民意見の概要等受理	令和 5年12月25日
北海道知事意見受理	令和 6年 3月19日
経済産業大臣勧告発出	令和 6年 4月18日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤  
電話03-3501-1742（直通）

(別紙)

ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称) 北海道八雲町風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 騒音及び振動の調査地点について、住居や学校等との位置関係を踏まえ、適切に調査地点を設定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水質の調査に当たっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 動植物調査の踏査ルートについては、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を踏まえて設定すること。
4. 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内での環境特性ごとに適正な方法で行うこと。
5. 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、チュウヒやオジロワシなどの分布情報及び海ワシ類の集団飛来地情報により注意喚起レベルA1及びA3に該当するほか、ノスリや夜間に渡りを行う鳥類等の移動経路となっている可能性がある。このため、これら希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
6. 典型性注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定すること。
7. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地を把握した上で本事業の実施に伴う影響を予測、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し、評価すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)